

# (公社) 日本設計工学会諸規則

規則 3-8

## 公益社団法人 日本設計工学会九州支部規則

1. 当支部は公益社団法人日本設計工学会九州支部（以下支部という）という。
2. 支部は事務所を九州支部会員の所属先におく。
3. 支部は九州地域内において、本学会の目的を遂行するための事業を行う。
4. 九州地域内の公益社団法人日本設計工学会正会員及び支部賛助会員もって支部会員とする。
5. 支部賛助会員とは、公益社団法人日本設計工学会の目的に賛同し、積極的に支部の運営に協力できる団体で商議員会ならびに理事会が承認したものをいう。
  - 5.2 支部賛助会員は理事会の承認を得て賛助会員 1 口につき 1 名の代表員を登録しなければならない。
  - 5.3 代表員には正会員と同等の権利が与えられる。
6. 支部に次の役員を置く。

支部長	1 名	副支部長	1 名	商議員	若干名	幹事	若干名
-----	-----	------	-----	-----	-----	----	-----

なお、支部監事、相談役若干名を置くことができる。
7. 商議員及び支部監事は支部会員の互選によって選出し支部総会で選任する。
  - 7.2 支部長は商議員会で商議員が互選によって選出し会長が委嘱する。
  - 7.3 副支部長、幹事は商議員の中から、相談役は支部会員の中から支部長が委嘱する。
  - 7.4 支部監事は他の役員を兼ねることはできない。
8. 支部長は支部を代表し、会務を統括する。
9. 副支部長は会務の統括を補助し、また支部長に支障ある場合、支部長の代理としてその職務を行なう。
10. 幹事は支部長を補佐し、会務を処理する。
11. 商議員は商議員会を組織し、重要な会務を商議する。
12. 支部監事は支部の財産及び業務執行の状況を監査する。
13. 相談役は支部長の諮問に応じ、また商議員会に出席して意見を述べるができる。
14. 役員の任期は 2 年とし、その期限は通常支部総会の終了時とする。ただし、再任を妨げない。
15. 会議は、支部総会、商議員会、幹事会とする。
16. 通常支部総会は、年 1 回支部長が招集する。その他必要に応じ、臨時支部総会を開くことができる。
17. 商議員会、幹事会は支部長が招集する。
18. 支部総会は、支部正会員の 1/5 以上の出席をもって成立する。ただし、委任状提出者は出席者とみなす。
19. 支部総会では、諸般の報告及び重要事項の審議を行う。議決は出席者の過半数の同意を得なければならない。
20. 商議員会は商議員数の 1/2 以上の出席をもって成立する。ただし委任状提出者は出席者とみなす。議決は出席者の過半数の同意を得なければならない。支部総会及び商議員会の決定事項は、直ちに会長に報告しなければならない。
21. 支部長は年度初めに、支部の予算、決算、事業などについて会長に報告しなければならない。なお支部における重要決定事項はそのつど会長に報告しなければならない。
22. 支部運営に関して多大な功績・功労があったと認める個人又は団体に対して、支部長は商議員会の議を経て表彰しあるいは謝意を表することができる。
23. 支部経費は次の資金をもって当てる。
  - (1) 本部からの交付金
  - (2) 支部賛助会員会費から、代表員の正会員会費相当額を差し引いた金額
  - (3) 事業に伴う収入
  - (4) 支部地域内における寄付金
  - (5) その他理事会が承認した収入
24. 支部賛助会員は、年額 1 口につき正会員 2 名分相当額を支部に納入しなければならない。うち正会員会費相当額を代表員の正会員会費として、本部会計に繰り入れる。
25. 支部の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。
26. 支部長は必要に応じて委員会を設け、委員を委嘱することができる。
27. 支部規則を変更しようとする場合は、商議員会の議を経て、支部総会に諮り、その出席者の過半数の同意を得たのち、理事会の承認を得なければならない。

### 付 則

本規則は昭和 53 年 5 月 27 日から施行する。ただし昭和 53 年度の別紙役員名簿のとおりとし、その任期は昭和 54 年度通常支部総会終了時とする。

### 付 則

本規則は平成元年 6 月 10 日から施行する。

### 付 則

本規則は平成 9 年 6 月 7 日から施行する。

### 付 則

本規則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。（本部が法人格変更を行ったため）

### 付 則

本規則は令和 4 年 6 月 5 日から施行する。